

内灘町議会基本条例 (案)

令和 年 月 日
条例第 号

目次

(内灘町議会議員憲章)	2
(前文)	2
第1章 総則	2
(目的)	2
第2章 議員活動	3
(議会の活動原則)	3
(議員の活動原則)	3
(議長の責務)	3
(議会の災害対応)	3
(議会改革の推進)	4
(ハラスメントの根絶)	4
第3章 町民と議会との関係	4
(開かれた議会の推進)	4
(議会広報の充実)	4
(議会報告会)	4
第4章 議会と行政との関係	4
(議会と町長等との関係)	4
(議会審議における論点情報の形成)	5
(予算及び決算における政策説明)	5
(政策の監視及び評価)	5
(政策の立案及び提言)	5
(議決事件)	5
第5章 議会及び委員会の運営	6
(議会の運営原則)	6
(通年議会)	6
(常任委員会及び特別委員会の運営)	6
第6章 議会の機能向上及び体制の整備	6
(議会事務局の体制整備)	6
(議会図書室)	6

第7章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬.....	7
(議員定数)	7
(議員報酬)	7
第8章 最高規範性に見直し手続.....	7
(最高規範性)	7
(見直し手続)	7

(内灘町議会議員憲章)

議員は町づくりの先導役であり、住民の意見を代表し、住民自治の先導者であれ。地方議会が変わることにより、日本が変わるだろう。

我ら、内灘町議会議員は

- 一、初心を忘れないようにしよう
- 一、日本国憲法及び地方自治法を学ぼう
- 一、議員必携の理解を深めよう
- 一、町例規集に親しもう
- 一、質問、質疑、討論をしよう
- 一、常に研修、研鑽に努め質を高めよう
- 一、言いたい事を、言いにくい場所で、言いにくい人にもいおう

(前文)

議員は、町づくりの先導役として住民の意見を代表し、住民自治を推進する責務を担う。地方議会は、地域社会の変革を牽引し、ひいては国の発展に寄与する。

我々、内灘町議会議員は、この理念を胸に、初心を忘れず、常に学び、研鑽を重ね、住民の声に耳を傾け、活発な議会運営に努める。その結果、住民が主体的に参加する、活気あふれるまちづくりを実現し、内灘町のさらなる発展に貢献することを誓い、ここに内灘町議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定めることにより、議会が果たすべき役割と責任を明確にするとともに、町民福祉の向上及び町勢の

発展に寄与することを目的とする。

第2章 議員活動

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- 一 議会活動の公平性、公正性及び透明性を確保すること。
- 二 議決責任を深く認識し、議会の議決について、町民に対する説明責任を果たすこと。
- 三 積極的な情報発信及び町民参加により、町民に開かれた議会を目指すこと。
- 四 町の行財政運営に対する監視及び評価を行うこと。
- 五 町民の多様な意見を的確に把握し、議会として政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- 六 自由闊達な議論を通じて、町政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- 一 町政に関する課題及び町民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映させること。
- 二 議員としての資質向上に努め、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。
- 三 町政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うこと。
- 四 議会が合議制の議事機関であることを十分に認識し、議員間の自由な議論を尊重すること。
- 五 議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(議長の責務)

第4条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

(議会の災害対応)

第5条 議会は、災害が発生し、又は重大な感染症がまん延したとき(以下「災害等発生時」という。)は、議会機能を的確に維持するため、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 災害等発生時の対応に関し必要な事項は、内灘町議会業務継続計画(議会BCP)で定める。

(議会改革の推進)

第6条 議会は、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、議会改革を継続的に
押し進めるものとする。

(ハラスメントの根絶)

第7条 議長は、議員によるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメン
トその他職員に対する誹謗、中傷、風説の流布等により人権を侵害し、又は
不快にさせる行為(以下「ハラスメント」という。)の防止及び根絶に努めると
ともに、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に
必要な措置を講じなければならない。

2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下さ
せ、及び勤務環境を害するものであること並びに職員が職務遂行上の対等な
立場にあることを自覚し、並びに職員の人格を尊重した活動をしなければな
らない。

第3章 町民と議会との関係

(開かれた議会の推進)

第8条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に発信し、透明性を高めるとと
もに、町民に対する説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、議会運営上必要なものを除き、原則全ての委員
会を公開するものとする。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、町民の議会への関心を高めるため、多様な手段を活用すること
により、議会広報の充実に努めるものとする。

(議会報告会)

第10条 議会は、町民への情報提供及び活動報告を行うため、並びに町民の意見
及び地域の課題を把握するため議会報告会を開催するものとする。

第4章 議会と行政との関係

(議会と町長等との関係)

第11条 議会と町長等との関係は、次に掲げるところにより、常に適切な緊張関
係の保持に努めなければならない。

一 本会議における一般質問では、広く町政上の論点及び争点を明確にするた

め、一問一答の方式で行うことができる。

二 本会議において質問を受けた町長等は、議長の許可を得て、質問の趣旨を質し、又は反問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第12条 議会は、町長等が提案する政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という。)については、議会審議における論点情報を形成し、その政策等の水準を高めるため、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- 一 提案に至るまでの経緯及び背景
- 二 総合計画との整合性
- 三 関係ある法令及び条例等
- 四 政策等に関する財源措置
- 五 将来にわたる効果及び費用

(予算及び決算における政策説明)

第13条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を町長等に求めることができる。

2 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について町長等から説明を受けるため、予算内示会の開催を求めることができる。

(政策の監視及び評価)

第14条 議会は、町長等の事務事業の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、町民に対して町長等の事務事業の執行についての評価を明らかにする。

(政策の立案及び提言)

第15条 議会は、議員提案による条例の制定及び改廃、議案の修正、決議等を通じて政策の立案及び提言を行うよう努めるものとする。

(議決事件)

第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議決事件は、内灘町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関することとする。

第5章 議会及び委員会の運営

(議会の運営原則)

第17条 議会は、公平性、公正性及び透明性を確保し、議員が活発な議論を行えるよう努め、民主的で円滑な運営を行うものとする。

2 議会は、議長又は副議長の選出に当たっては、その職に就くことを希望する者に対し、その所信を表明する場を設けることができる。

3 議会は、議会運営上の課題については、内灘町議会委員会条例(昭和62年内灘町条例第9号(以下「委員会条例」という。))第4条の2第1項に規定する議会運営委員会で協議し、調整するものとする。

(通年議会)

第18条 議会は、毎年の定例会の会期を、5月から翌年4月までとする。

2 通年議会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(常任委員会及び特別委員会の運営)

第19条 委員会条例第1条に規定する常任委員会及び委員会条例第5条第1項に規定する特別委員会は、広範多岐にわたる町政の課題をその専門性と特性を活かし、合理的かつ能率的に調査し、及び審査するよう努めるものとする。

2 常任委員会及び特別委員会は、政策等の論点又は争点が明らかになるよう議論を深めるものとする。

第6章 議会の機能向上及び体制の整備

(議員研修の充実強化)

第20条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制執務能力の充実を図るものとする。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究を支援するため設置する議会図書室を適正に管理するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

2 議会図書室は、議員のみならず、一般の利用に供することができる。

第7章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、町民の厳粛な信託に応えるため、議員としての品位を保持するとともに、地方自治の本旨に従いその使命達成に努め、内灘町議会議員政治倫理条例(平成15年内灘町条例第15号)の規定を遵守するものとする。

(議員定数)

第24条 議員の定数は、内灘町議会議員の定数を定める条例(平成14年内灘町条例第34号)に定めるところによる。

2 議会は、適正な議員の定数について、必要に応じて調査及び検討を行うものとする。

(議員報酬)

第25条 議員報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和40年内灘町条例第2号)に定めるところによる。

2 議会は、適正な議員報酬について、必要に応じて調査及び検討を行うとともに、内灘町特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする。

第8章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第26条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の趣旨を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第27条 議会は、この条例の施行後、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(内灘町議会の議決すべき事件を定める条例の廃止)

2 内灘町議会の議決すべき事件を定める条例（令和 5 年内灘町条例第 11 号）は、廃止する。